

浅口市分別収集計画

(第11期)

令和7年6月

分 別 収 集 計 画 目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の 見込み	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及 び製品プラスチックの量の見込み	4
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及 び製品プラスチックの量の見込みの算定方法	6
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	6
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	7
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	8

浅口市分別収集計画

令和7年6月

1 計画策定の意義

キラリと光る未来そうぞうワクワク都市を形成していくためには、目先の利便性を追求した大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済やライフスタイルを見直し、地球環境と調和を図りながら循環型社会を形成していく必要がある。そのためには社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、最終処分場の埋立容量についても限りがある。また、地球上の資源は限られ、我が国にはその資源も少ないため、その多くを輸入に頼らざるを得ないのが実情である。こうした状況の中、従来の燃やして埋める処理から、使用済みのものをごみとして捨てるのではなく、その有用性に着目して循環資源として捉え直し、循環的利用を図り、環境負荷が低減された循環型社会の構築に向けた取り組みを行っていくことが求められている。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の概ねを占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ ごみ発生及び排出抑制、再使用、循環的利用3R（リデュース、リユース、リサイクル）を基本とし資源の有効利用を図り、廃棄物の適正処理を推進する。
- ・ 環境負荷を低減するため、市民、事業者、行政が一体となって、それぞれの役割と責任を果たしながら積極的な取組を推進する。
- ・ 近隣市町との連携、協力を図り、広域的な分別収集を推進する。
- ・ 民間リサイクル業者の活用等について検討し分別収集に必要な施設の確保を目指す。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、緑色、その他)、紙パック、ダンボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。廃棄物分別収集として、新聞紙・折込広告、雑誌・本・雑紙、電池類、布類、使用済小型電子機器、蛍光管を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量見込み（法第8条第2項第1号）

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	2, 142 t	2, 112 t	2, 083 t	2, 054 t	2, 025 t
製品プラスチック	25 t	25 t	24 t	24 t	24 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施するに当たっては市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互の協力・連携を図ることが重要である。

- ・ 環境教育、啓発活動の充実

環境教育の一環として、学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食におけるリサイクルの取組や、ごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、処理経費の急増等ごみ処理の厳しい状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、3R(リデュース、リユース、リサイクル)を基本とし、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

広報誌、ホームページ等を活用したごみ減量化の情報の発信を図る。

- ・ 資源回収推進団体報奨金制度

自主的に資源回収活動を実施するPTA、町内会、子ども会等市民団体を対象に報奨金を交付することにより、活動を推進し、資源の再利用及びごみの減量化を図る。

- ・ 過剰包装の抑制

過剰包装を求めないよう消費者意識の啓発に努めるとともに、買い物袋(マイバック)持参の徹底、小売店等に対する過剰包装の自粛について、関係団体を通じて要請する。

- ・ 再使用・再生品利用の促進

リターナブル容器や再生資源を原材料とした製品の積極的な利用の促進を関係団体等へ要請する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、市が有する再生施設、収集機材などを勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収 集 に 係 る 分 別 の 区 分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶類
主として ガラス製の 容器 無色ガラス製容器 茶色ガラス製容器 緑色ガラス製容器 青・黒色(その他)ガラス製の容器	びん類
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	紙パック
主としてダンボール製の容器包装	ダンボール
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器包装であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	製品プラスチック

分別収集する廃棄物の種類	収 集 に 係 る 分 別 の 区 分
主として新聞紙並びに折込広告	新聞紙・折込広告
主として紙製品のものであって上記以外のもの	雑誌・本・雑紙
電池類	乾電池
布類	布類
使用済小型電子機器	使用済小型家電
蛍光管	蛍光管

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
主としてスチール製の容器	25 t		24 t		24 t		23 t		23 t	
主としてアルミ製の容器	24 t		24 t		23 t		23 t		23 t	
無色のガラス製容器	(合計) 73 t		(合計) 72 t		(合計) 71 t		(合計) 70 t		(合計) 69 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	73 t	0 t	72 t	0 t	71 t	0 t	70 t	0 t	69 t	0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 49 t		(合計) 48 t		(合計) 48 t		(合計) 47 t		(合計) 46 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	49 t	0 t	48 t	0 t	48 t	0 t	47 t	0 t	46 t	0 t
その他のガラス製容器	(合計) 24 t		(合計) 24 t		(合計) 24 t		(合計) 23 t		(合計) 23 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	24 t	0 t	24 t	0 t	24 t	0 t	23 t	0 t	23 t	0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	6 t		6 t		6 t		6 t		6 t	
主としてダンボール製の容器	125 t		123 t		122 t		120 t		118 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 60 t		(合計) 60 t		(合計) 59 t		(合計) 58 t		(合計) 57 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	0 t	60 t	0 t	60 t	0 t	59 t	0 t	58 t	0 t	57 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 124 t		(合計) 122 t		(合計) 120 t		(合計) 118 t		(合計) 117 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	124 t	0 t	122 t	0 t	120 t	0 t	118 t	0 t	117 t	0 t
(うち白色トレイ)	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	

		(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
		0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
製品プラスチック(プラスチック資源循環法に基づく分別対象物)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		25 t		25 t		24 t		24 t		24 t	
		(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
		25 t	0 t	25 t	0 t	24 t	0 t	24 t	0 t	24 t	0 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

また、人口変動率は、浅口市人口ビジョンにおける戦略人口の推計を基準とする。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
31,999人 (前年度比) 98.6%	31,551人 (前年度比) 98.6%	31,109人 (前年度比) 98.6%	30,673人 (前年度比) 98.6%	30,244人 (前年度比) 98.6%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等・段階
金 属	スチール製容器	缶 類	委託による月 2 回収	廃棄物再生事業者
	アルミ製容器			
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	びん類	委託による月 2 回収	一部事務組合
	茶色のガラス製容器			
	緑色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙 類	飲料用紙製容器	紙パック	委託による月 2 回収	廃棄物再生事業者
	ダンボール	ダンボール	委託による月 2 回収	廃棄物再生事業者
プ ラ ス チ ック	ペットボトル	ペットボトル	委託による月 2 回収	廃棄物再生事業者
	その他のプラスチック製 容器包装	プラスチック 製容器包装	委託による月 2 回収	一部事務組合
	プラスチック資源循環 促進法に基づき分別収 集するもの	製品プラス チック	委託による月 2 回収	一部事務組合

1 1 分別収集の用に供する施設の設備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶類、新聞紙・折込広告、ダンボール、雑誌・本・雑紙、紙パック、乾電池については廃棄物再生事業者引取りを依頼している。ペットボトルについても、平成28年度から廃棄物再生事業者引取りを依頼している。ガラスびん、プラスチック製容器包装、布類については、広域管内のリサイクルプラザにて処理している。また、使用済小型電子機器については、鴨方地域・金光地域・寄島地域にて拠点回収を行っている。

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶 類	プラスチックコンテナ ナイロン製ネット	パッカー車	廃棄物再生事業者
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん類	プラスチック コンテナ	ダンプ車	リサイクルプラザ〔岡山県西部衛生施設組合〕：選別・圧縮・保管 廃棄物再生事業者
茶色のガラス製容器				
緑色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	十文字に縛る	ダンプ車	廃棄物再生事業者
ダンボール	ダンボール	十文字に縛る	パッカー車	廃棄物再生事業者
ペットボトル	ペットボトル	ナイロン製ネット	パッカー車	廃棄物再生事業者
その他のプラスチック 製容器包装	プラスチック製 容器包装	ナイロン製ネット	パッカー車	リサイクルプラザ〔岡山県西部衛生施設組合〕：選別・圧縮・保管 廃棄物再生事業者
プラスチック資源循環促進法に基づき分別収集するもの	製品プラスチック	ナイロン製ネット	パッカー車	リサイクルプラザ〔岡山県西部衛生施設組合〕：選別・圧縮・保管 廃棄物再生事業者

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(法第8条第2項第7号)

- ・ 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者、行政からなる廃棄物減量等推進審議会を設置し、推進体制を整備している。
- ・ 自治会等市民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付などの支援を行う。